

平成21年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その1)

計画体系コード	4-3-2		事業名	市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充
担当	保健福祉局衛生研究所生活科学課 伊藤 841-8875			
全体計画				
事業内容	平成19年の感染症法の改正施行に伴い、病原体管理体制・感染症検査体制の整備を行う必要があり、従来の検査機能維持のため、病原体の取り扱い施設として実験室の整備を行う。また、感染症予防対策は、感染症の発生や流行状況の把握が重要であることから、遺伝子レベルでの病原体検査体制を整備する。		<年度別の事業内容>	
			平成19年度:他地方衛生研究所の実験室整備状況の調査 予算の節約及び適切な整備内容の検討 平成20年度:実験室整備	
事業内容・量・場所・規模・件数等	平成19年度事業内容(決算)		平成20年度事業内容(決算)	
	感染症法の改正により、病原体取り扱い施設として実験室を整備する必要が生じたため、他都市の整備状況を参考とするため調査を行った。		衛生研究所2F結核検査室及び前室(66㎡)を、三種病原体取り扱い施設に適合するように、インターロック構造及び実験室内の作業を監視できる構造を保有した施設に整備した。	
	平成21年度事業内容(予算)		平成22年度事業内容(予算)	

平成21年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その2)

計画体系コード	4-3-2			事業名	市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充					
達成目標の状況										
項目			18年度末 (現状)	19年度末 (実績)	20年度末 (実績)	21年度末 (予定)	22年度末 (予定)	22年度末 (目標)		
実験室整備			他施設の調査	同左	整備			整備 (20年度)		
市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)										
<p>市民との連携、市民参加</p> <p>企業等との連携・協働 [資金協力] [人材協力] [情報協力] [その他の協力] 市民・企業等が参加しやすい環境づくり</p>										
評価(成果)					課題					
インターロック構造及び実験室内の作業を監視できる構造を保有し、感染症法改正に合わせた安全な実験施設となった。					感染症法改正に伴う実験室整備にあわせて実施を予定していた、感染症予防対策としての遺伝子レベルでの病原体検査体制の整備に必要な機器の充実を検討する。					
今後の事業の予定・方向										

平成21年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その3) (単位:千円)

計画体系コード		4-3-2		事業名	市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充		
事業費の推移							
項目		19年度	20年度	21年度	22年度	計	
計画	事業費	0	11,000	0	0	11,000	
	財源内訳						
	国・道支出金	0	0	0	0	0	
	市の債	0	0	0	0	0	
	その他の財源	0	0	0	0	0	
予算	事業費	0	4,900	0	-	4,900	
実績	財源内訳						
	国・道支出金	0	0	0		0	
	市の債	0	0	0		0	
	その他の財源	0	0	0		0	
	一般財源	0	4,900	0		4,900	
実績	事業費	0	4,799	-	-	4,799	
実績	財源内訳						
	国・道支出金	0	0			0	
	市の債	0	0			0	
	その他の財源	0	0			0	
	一般財源	0	4,799			4,799	
事業費の進捗率		(H19実績事業費 + H20実績事業費 + H21予算事業費) / (計画事業費)				43.6%	
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)							
(全体)							
[19年度] 他政令市衛生研究所等の調査の結果、他都市ではインターロックドア構造や実験室内の作業を監視できる設備が整備されていることが判明した。							
[20年度] インターロック構造及び実験室内を監視できる構造を保有した実験室を整備した。遺伝子レベルでの病原体検査体制の整備に必要な遺伝子抽出装置については、経費節約のため現有機器設備の範囲での充実を検討した。							
[21年度]							